



# 三重県公報

令和5年11月10日 (金)

第 464 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
699	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
700	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
701	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	2
702	同件	(同)	3
703	同件	(同)	4
704	同件	(同)	5
705	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	5
706	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	6
707	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	7
708	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	8
<b>議 会 訓 令</b>			
3	三重県議会事務局規程の一部を改正する訓令	(議会事務局)	8
<b>公 告</b>			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	9
	同件	(同)	9
	土地改良区監事及び清算人の退任の届出	(農地調整課)	9
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行った旨	(獣害対策課)	10
	地域森林計画をたてる旨及びその案の縦覧	(森林・林業経営課)	10
	地域森林計画を変更する旨及びその案の縦覧	(同)	10
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	11

告 示

**三重県告示第 699 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 11 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470206315	ヘルパーステーション まほろば	三重県四日市市東日野町 18 番地 3	合同会社まほろば	令和 5 年 11 月 1 日	訪問介護
2470506581	ヘルパーステーション高田	三重県津市栗真中山町 202 番地	株式会社ふれあいプラザひまわり	令和 5 年 11 月 1 日	訪問介護
2470506599	ケアステーションひまり	三重県津市雲出長常町 1548 番地	合同会社 l i f e	令和 5 年 11 月 1 日	訪問介護
2472200837	アクア川越訪問介護	三重県三重郡川越町大字高松字乾 227	株式会社スタッフシュウエイ	令和 5 年 11 月 1 日	訪問介護
2473000541	ヘルパーステーションすまいる	三重県北牟婁郡紀北町上里 377 番地 2	合同会社すまいる	令和 5 年 11 月 1 日	訪問介護
2460290634	訪問看護ステーション夢眠よっかいち	三重県四日市市滝川町 13-3	ホリシン株式会社	令和 5 年 11 月 1 日	訪問看護
2462290061	アクア川越訪問看護	三重県三重郡川越町大字高松字乾 227	株式会社スタッフシュウエイ	令和 5 年 11 月 1 日	訪問看護
2463090031	訪問看護ステーションはっぴい	三重県北牟婁郡紀北町上里 945-4	合同会社がんばるんだ	令和 5 年 11 月 1 日	訪問看護
2470203825	富田浜特別養護老人ホーム浜風	三重県四日市市富田浜町 25-10	社会福祉法人富田浜福社会	令和 5 年 11 月 1 日	短期入所生活介護
2471301578	特別養護老人ホーム名張もみじ山荘短期入所生活介護（ユニット型・空室利用型）	三重県名張市赤目町長坂日之谷 250 番 3	社会福祉法人 東海宏和福社会	令和 5 年 11 月 1 日	短期入所生活介護

**三重県告示第 700 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 11 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2460290634	訪問看護ステーション夢眠よっかいち	三重県四日市市滝川町 13-3	ホリシン株式会社	令和 5 年 11 月 1 日	介護予防訪問看護
2461390144	訪問看護ステーションこころ	三重県名張市桔梗が丘五番町九街区 1812 番地 11	株式会社ほっとライフサービス桔梗	令和 5 年 11 月 1 日	介護予防訪問看護
2463090031	訪問看護ステーションはっぴい	三重県北牟婁郡紀北町上里 945-4	合同会社がんばるんだ	令和 5 年 11 月 1 日	介護予防訪問看護
2470203825	富田浜特別養護老人ホーム浜風	三重県四日市市富田浜町 25-10	社会福祉法人富田浜福社会	令和 5 年 11 月 1 日	介護予防短期入所生活介護
2471301578	特別養護老人ホーム名張もみじ山荘短期入所生活介護（ユニット型・空室利用型）	三重県名張市赤目町長坂日之谷 250 番 3	社会福祉法人 東海宏和福社会	令和 5 年 11 月 1 日	介護予防短期入所生活介護

**三重県告示第 701 号**

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和5年11月10日

三重県知事 一見勝之

1 通知することができない者の氏名

岡 徳次郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市大安町石樽北山字西横谷 999 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

---

三重県告示第702号

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和5年11月10日

三重県知事 一見勝之

第1

1 通知することができない者の氏名

伊藤 高秋

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市大安町石樽北字狸洞 1333

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第2

1 通知することができない者の氏名

桑原 伸子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市大安町石樽北字狸洞 1335

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

### 第 3

- 1 通知することができない者の氏名  
岡 玄一
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いなべ市大安町石樽北字狸洞 1338
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

### 三重県告示第 703 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 5 年 11 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 通知することができない者の氏名  
伊藤 喜代藏
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いなべ市藤原町川合字轟キ 1473
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

### 三重県告示第 704 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 5 年 11 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

#### 第 1

1 通知することができない者の氏名

二之部 守

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市北勢町小原一色字向比田 1809

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

#### 第 2

1 通知することができない者の氏名

水元 忠義

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市北勢町小原一色字向比田 1811

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

### 三重県告示第 705 号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 11 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(6)の表に次のように加える。

14	県外専門人材確保支援補助金	県内中小企業等が、自社の事業分野における専門的な知識・経験を有する人材を、U・I・Jターンにより雇い入れ、活用することを支援し、県内中小企業等の新規事業創出、既存事業拡大及び生産性向上を促進する。	県外に居住する専門人材の確保に要する経費	別に定める。	県内中小企業等
----	---------------	--	----------------------	--------	---------

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 706 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 11 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ラ・ムー多気店  
多気郡多気町相可 900 番 1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市西中新田 297 番地 1	大賀 昭司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市西中新田 297 番地 1	大賀 昭司

- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和 6 年 6 月 28 日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,627 m<sup>2</sup>

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	66 台	縦覧による
合 計	66 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	50 台	縦覧による
合 計	50 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置

荷さばき施設	96 m <sup>2</sup>	縦覧による
合 計	96 m <sup>2</sup>	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	10.4 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 2	9.4 m <sup>3</sup>	縦覧による
合 計	19.8 m <sup>3</sup>	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社	24 時間営業	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	24 時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場	2 箇所	縦覧による
合 計	2 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 5 年 10 月 27 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 11 月 10 日から令和 6 年 3 月 11 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 707 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。  
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 11 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鳥羽市安楽島町字砥浜 1 番 4 地先内	旧	8.2~17.0	10.1
	新	8.2~16.2	10.1

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 311 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
尾鷲市賀田町字下向井道下 541 番 9 地先から	旧	11.7~12.2	10.5

尾鷲市賀田町字下向井道下 546 番 3 地先まで	新	11.7~19.2	10.5
---------------------------	---	-----------	------

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町十須字南向井 1344 番 1 地先から 北牟婁郡紀北町大原字清兵衛岡 408 番 1 地先まで	旧	5.6~9.3	287.8
	新	11.3~14.9	287.8

第 4

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町島原字平谷 3751 番 1 地先から 北牟婁郡紀北町島原字小砂尻 4672 番地先まで	旧新	7.3~45.5	1522.5
	新	12.3~58.2	647.1

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三戸紀伊長島停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町島原字平谷 3751 番 1 地先から 北牟婁郡紀北町島原字小砂尻 4672 番地先まで	旧新	7.3~45.5	1522.5
	新	12.3~58.2	647.1

三重県告示第 708 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 令和 5 年 11 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鳥羽阿児線	鳥羽市石鏡町字箱田山 639 番 47 地先内	令和 5 年 11 月 10 日
県道 阿児磯部鳥羽線	鳥羽市安楽島町字砥浜 1 番 4 地先内	令和 5 年 11 月 10 日

議 会 訓 令

三重県議会訓令第 3 号

三重県議会議事局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 令和 5 年 11 月 10 日

三重県議会議長 中 森 博 文

三重県議会議事局規程の一部を改正する訓令  
 三重県議会議事局規程（昭和 39 年三重県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職制) 第 4 条 条例第 2 条に規定する事務局職員の職は、事	(職制) 第 4 条 条例第 2 条に規定する事務局職員の職は、事



<p>務局長、次長、参事、課長、調整監、政策法務監、副参事、課長補佐、班長、係長、主幹、主査、主任、主事及び技師とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>務局長、次長、参事、課長、調整監、政策法務監、副参事、課長補佐、班長、係長、主幹、主査、主任、主事、<u>技師、総括技術員、主任技術員及び技術員</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 5 年 11 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称  
津市
- 2 調査を行った期間  
平成 30 年 3 月から令和 4 年 3 月まで
- 3 成果の名称  
津市（河芸②地区の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
津市大字河芸町上野地内
- 5 認証年月日  
令和 5 年 10 月 23 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 5 年 11 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称  
伊賀市
- 2 調査を行った期間  
令和元年 6 月から令和 5 年 1 月まで
- 3 成果の名称  
伊賀市（中村 I 一②地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
伊賀市大字中村地内
- 5 認証年月日  
令和 5 年 10 月 23 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項及び同法第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から監事及び清算人の退任の届出がありました。

令和 5 年 11 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

清算法人四日市南部土地改良区（四日市市山田町 2112 番地 3）

退任監事

四日市市山田町 2292 番地

〃 小山町 1875 番地

矢 田 義 秀

豊 住 行 治

## 退任清算人

四日市市山田町 1260 番地	矢 田 一 生
〃 〃 2400 番地 1	矢 田 昌 之
〃 〃 2203 番地 1	伊 藤 弘 人
〃 〃 2286 番地	竹 内 孝 憲
〃 〃 2028 番地	竹 内 正 則
〃 〃 4405 番地 3	伊 藤 忠 夫
〃 〃 2911 番地 3	森 美 朝
〃 小林町 3026 番地 26	石 原 雄 治
〃 〃 3018 番地 8	村 上 久 夫

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 18 条の 7 第 1 項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行いましたので、同条第 2 項で準用する同法第 18 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 5 年 11 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 変更認定年月日  
令和 5 年 10 月 25 日
- 2 変更内容  
捕獲従事者の変更
- 3 変更の認定に係る鳥獣捕獲等事業者の名称等
  - (1) 名称  
一般社団法人 三重県猟友会
  - (2) 住所  
三重県津市桜橋 1 丁目 104 番地
  - (3) 代表者の氏名  
中垣 和穂

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定により地域森林計画をたてるため、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

令和 5 年 11 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 森林計画区の名称  
南伊勢森林計画区（松阪農林事務所管内一円及び伊勢農林水産事務所管内一円）
- 2 縦覧場所  
津市広明町 13 農林水産部森林・林業経営課  
松阪市高町 138 松阪農林事務所森林・林業室  
伊勢市勢田町 628 の 2 伊勢農林水産事務所森林・林業室
- 3 縦覧期間  
令和 5 年 11 月 10 日から同年 12 月 11 日まで

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定により地域森林計画を変更するため、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

令和 5 年 11 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 森林計画区の名称  
北伊勢森林計画区（四日市農林事務所管内一円及び津農林水産事務所管内一円）
  - 2 縦覧場所  
津市広明町 13 農林水産部森林・林業経営課  
四日市市新正 4-21-5 四日市農林事務所森林・林業室  
津市桜橋 3-446-34 津農林水産事務所森林・林業室
  - 3 縦覧期間  
令和5年11月10日から同年12月11日まで
- 第2
- 1 森林計画区の名称  
伊賀森林計画区（伊賀農林事務所管内一円）
  - 2 縦覧場所  
津市広明町 13 農林水産部森林・林業経営課  
伊賀市四十九町 2802 伊賀農林事務所森林・林業室
  - 3 縦覧期間  
令和5年11月10日から同年12月11日まで
- 第3
- 1 森林計画区の名称  
尾鷲熊野森林計画区（尾鷲農林水産事務所管内一円及び熊野農林事務所管内一円）
  - 2 縦覧場所  
津市広明町 13 農林水産部森林・林業経営課  
尾鷲市西坂場西町 1 番 1 号 尾鷲農林水産事務所森林・林業室  
熊野市井戸町 371 熊野農林事務所森林・林業室
  - 3 縦覧期間  
令和5年11月10日から同年12月11日まで

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和5年11月10日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年11月20日から令和6年3月5日まで
- 3 作業地域  
いなべ市北勢町東貝野、同市北勢町西貝野及び同市北勢町下平

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---